

保 発 0325 第 29 号
令和 8 年 3 月 25 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する
省令の施行について (通知)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (令和 8 年厚生労働省令第 35 号。以下「改正省令」という。) が本日公布され、同日に施行されたところではありますが、改正内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村 (特別区を含む。) への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正内容

- 1 令和 7 年度の普通調整交付金の法令上の額が、その予算額と一致するように調整対象収入額の算定に係る係数を改正すること。(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令 (昭和 38 年厚生省令第 10 号) 第 5 条及び附則第 6 条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこと。

第 2 施行期日

改正省令は、公布日から施行し、令和 7 年度分の調整交付金から適用する。